

# 佐賀県建設工事等電子入札システム取扱要領

(平成16年1月9日施行)  
(平成17年2月21日一部改正)  
(平成17年10月1日別表一部改正)  
(平成18年2月1日一部改正)  
(平成18年7月20日一部改正)  
**(平成18年10月1日一部改正)**

佐賀県が発注する建設工事及びこれに関連する業務(以下「建設工事等」という。)並びにその他の業務(佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)に基づく入札参加資格の決定を受けた者(以下「建設工事等入札参加資格者」という。))及び発注者(収支等命令者等)が特に必要と認めた者(以下「その他業者」という。)を契約の相手方とするもの。)の佐賀県電子入札システムにおける取扱要領は以下のとおりです。

## 1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札に関する事務を電気通信回線に接続した電子計算機を通じて電子情報処理組織によって処理する情報処理システム(以下「電子入札システム」という。)です。

## 2 電子入札案件について

電子入札システムによる入札(随意契約における見積書の徴取を含む。以下「電子入札案件」という。)については、原則として紙媒体による入札書等の提出(以下「紙入札」という。)は認めないものとします。

また、電子入札案件の入札公告等には、電子入札案件である旨並びに入札方法、入札期間、開札の日時及び場所を記載するものとします。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約については、電子入札案件の対象から除くものとします。

## 3 システム障害等の対応について

県において電子入札システムの障害等やむを得ない事由により電子入札手続が困難となった場合は、紙入札へ変更するものとします。この場合、既に電子入札システムによる入札を行った者も含め全ての入札参加者について紙入札を行うものとします。ただし、天災等により入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。

なお、入札参加者からの申し出と併せて紙入札移行承認願(別紙様式1)が提出され、入札参加者の責に帰することができない事由により電子入札手続が困難であると発注者(収支等命令者等)が認めた場合は、紙入札による電子入札システムへの登録等を県で行うものとします。この場合の入札書等の提出は、入札期間の終了日時(電子入札書の提出締切日時)までに、入札書及び工事費内訳書(工事のみ)を別々の封筒に入れ、封筒の表面に工事又は業務名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し封かんの上、当該入札参加者が提出(代理人が提出する場合は、別途委任状を提出)するものとし、発注者(収支等命令者等)は提出された入札書を開札日時まで金庫等で厳重に保管するものとします。また、当該紙入札参加者又はその代理人は、開札時に立ち会うこととします。

## 4 電子入札システムの利用について

入札参加者が電子入札システムを利用するには、次の要件を満たす必要があります。

また、入札参加者は、使用する電気通信回線、電子計算機、電子証明書（ＩＣカード）等が正常に稼働する環境の確保及び管理義務を有し、入札参加者の電子入札システム利用におけるいかなる損害についても県は責任を負わないものとします。

(1) 建設工事等入札参加資格者又はその他業者であること。

(2) 財団法人日本建設情報センター(JACIC)等が開発した「電子入札コアシステム」対応認証局発行の電子証明書（ＩＣカード。ただし、商業登記に基づく法人認証ＩＣカードを除く。以下同じ。）に関する情報を記載した委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）が提出されていること。（この委任状は、電子証明書（ＩＣカード）の所有者が本人（個人事業者、法人等の代表者）であっても提出が必要です。また、工事と業務で同一の電子証明書（ＩＣカード）を記載（利用）することはできません。）

なお、入札参加者の受任者は１人としませんが、受任者の電子証明書（ＩＣカード）の破損等に備え、同一名義人の電子証明書（ＩＣカード）は複数登録可能とします。

また、当該電子証明書（ＩＣカード）を使用しなくなった場合（電子証明書の失効を含む。ただし、委任期間満了の場合を除く。）は、電子証明書（ＩＣカード）変更等届出書（別紙様式３）を直ちに提出すること。

(3) 委任状に記載された全ての電子証明書（ＩＣカード）を使用し、佐賀県電子入札システムの利用者登録を実施すること。

なお、佐賀県電子入札システムを継続利用するには、電子証明書（ＩＣカード）の有効期限満了前に電子証明書（ＩＣカード）変更等届出書（別紙様式３）及び委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）を提出すること。

(4) 共同企業体（ＪＶ）については、次のとおりとする。

ア 経常建設共同企業体（経常ＪＶ）

(1)から(3)までの要件を満たす必要があり、委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）及び電子証明書（ＩＣカード）変更等届出書（別紙様式３）は、構成員全員の連名により提出すること。

イ 特定建設共同企業体及び建設関連共同企業体（特定ＪＶ）

共同企業体結成の対象となる電子入札案件（以下、「特定ＪＶ案件」という。）において、(1)から(3)までの要件を満たす構成員のいずれかの電子証明書（ＩＣカード）を使用し、電子入札システムの「入札参加申請書」作成（登録）時、ＪＶ参加欄にチェックを付け、委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）を構成員全員の連名により提出すること。

委任状（電子入札用電子証明書届出書。別紙様式２）は、当該ＪＶ参加欄チェック処理に使用した電子証明書（ＩＣカード）を佐賀県電子入札システムに利用者登録した構成員が所持する現在有効なすべての電子証明書（ＩＣカード）について提出することとし、委任期間の終期は「特定ＪＶ案件の落札決定日まで」と記載し、特定ＪＶ案件の名称等を記載すること。

5 電子入札システムの運用時間について

電子入札システムの運用時間は、平日（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとします。ただし、電子入札システムの保守、点検等の必要があるときは、利用者への事前通知を行うことなくシステムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

6 電子入札案件の登録について

発注者（収支等命令者等）は、電子入札案件の入札公告等と併せて電子入札システムに必要な事項を登録することとします。

なお、電子入札案件の開札日は、当面、入札期間の終了日（電子入札書の受付締切日）の翌日を標準とします。

また、登録した電子入札案件に誤りがあり、それによる変更が必要な場合は、当該案件登録を削除した後、新規案件として改めて再登録し、変更削除による再登録である旨を付記することとします。おって、入札参加者が既に変更前案件に対し関係書類等を提出していた場合は、再登録した案件に対し関係書類等を再提出するように求めることとします。

#### 7 電子入札書の提出について

電子入札案件に対する入札金額等の必要事項を全て入力（くじ番号及び工事費内訳書の追加を含む。）した入札書（以下「電子入札書」という。）は、入札期間の終了時刻までに電子入札システムに提出されたもの（本システムが到着を確認したもの）を有効なものとし、入札期間の終了時刻までに電子入札書が本システムに未到着の場合は、当該入札を辞退したものとみなします。

なお、入札参加者は、提出した電子入札書の確認及び書換え、引換え又は撤回をすることができません。

また、電子入札書の到着が確認された入札参加者に対しては、電子入札システムから入札書受付票を返信しますので、入札参加者は入札書受付票を確認してください。

#### 8 「電子くじ」について

電子入札書の提出時、入札金額の入力、工事費内訳書の追加（ファイル添付）及びくじ番号（入札参加者が任意に選定する3桁の数字）の入力が必要です。

このくじ番号は、開札処理において同価の入札をした者が2人以上あるときに、佐賀県電子入札システムの抽選機能により自動的に落札者を決定するために使用します。

#### 9 工事費内訳書及び関係書類の提出について

電子入札案件に関する工事費内訳書及び関係書類の提出については、電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出することとしますが、その特性等によっては、電子入札システムを利用せず紙媒体等による提出を求めることがあります。

なお、工事費内訳書及び関係書類の提出については、電子入札案件の入札公告等に記載するものとします。

また、工事費内訳書及び関係書類を電子データとして提出する場合のファイル容量は、1メガバイト（MB）を超えないものとし、ファイルの圧縮についてはLZH形式又はZIP形式のみとし、自己解凍方式等は認めないものとします。

おって、提出する電子データは、入札公告等で特に指定がない場合、次表のいずれかのアプリケーションに対応するファイル形式によるものとします。

アプリケーション名	ファイル形式
日本語ワードプロセッサ 一太郎 (株式会社ジャストシステム)	<u>一太郎ビューアで読み込めるファイル形式</u>
Microsoft Word (Microsoft Corporation)	<u>Word2003</u> 形式以下

Microsoft Excel (Microsoft Corporation)	<b>Excel2003</b> 形式以下
その他のアプリケーション	P D F ファイル(Adobe Acrobat Readerで読めるもの) 画像ファイル(JPEG形式、GIF形式) その他発注者(収支等命令者 <b>等</b> )が認めた形式

提出する電子データは、必ずウィルス感染の有無について最新のウィルス対策アプリケーション(ソフトウェア)による確認を行ったうえで、提出してください。

#### 10 電子入札の辞退について

入札参加者は、電子入札書を提出する前までは、いつでも入札を辞退することができます。この場合、入札参加者は、電子入札システムを利用し辞退届を提出し、電子入札システムからの辞退届受信確認通知を確認するものとします。

なお、電子入札システムに電子入札書を提出した後は、入札の辞退は認めません。

#### 11 開札について

入札担当職員は、電子入札案件の開札に当たり、次の処理を実施することとします。

(1) 紙入札による参加がある場合、委任状等の紙入札における所要の確認を行った後、当該入札書に記載された金額を電子入札システムに登録し、当該入札者(代理人を含む。)に対し正しく金額が登録されたことを確認させます。

(2) 提出された工事費内訳書を確認(紙入札による参加者については、書面にて確認)します。

なお、発注者(収支等命令者**等**)が入札業務の負担軽減のために必要があると認めた場合、入札期間の終了(電子入札書の受付締切)後、事前に工事費内訳書の確認をすることができるものとします。

(3) 予定価格、最低制限価格等を電子入札システムに登録します。

(4) 開札は、原則として一括開札処理によることとし、落札者が決定した場合、入札執行担当者の署名等の入札結果登録処理を実施する。

なお、入札結果登録処理における立会署名は、省略することができます。

また、落札決定通知書(落札決定者及び落札金額を通知するもの。)は、全ての入札参加者に電子入札システムにより通知します。

(5) 再入札の場合の電子入札書の受付締切については、1時間以内を標準として設定します。

(6) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合は、当該入札参加者について、電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施するものとします。

(7) 開札の結果、発注者(収支等命令者**等**)において調査が必要と認めるときは、電子入札システムにおいて保留通知書を発行するものとします。

(8) 落札者決定後、電子入札システムにおいて入札結果を印刷した書面に、執行担当者及び立会職員の押印をし、会計処理の証拠書類として保存するものとします。なお、紙入札がある場合は、従来どおり入札書等も併せて保存するものとします。

(9) 開札結果について、電子入札システムにおいて公開します。

#### 12 開札における入札参加者の待機等について

入札参加者は、電子入札案件の開札に当たり、再入札の場合等に備え、電子入札システムにおいて開札状況等の確認を行うこととします。

なお、入札担当職員は、開札が著しく遅延する(開札予定時間から概ね1時間を超える)場

合、必要に応じて入札参加者に情報提供を行うものとします。

また、開札の場所において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

### 1 3 電子入札における佐賀県建設工事等入札心得の対応について

電子入札における佐賀県建設工事等入札心得の読み替え対応等については、別表のとおりとします。

(別紙様式1)

## 紙 入 札 移 行 承 認 願

1 電子入札案件名

2 電子入札手続が困難な理由等

上記のとおり佐賀県電子入札システムによる電子入札手続が困難となりましたので、紙入札による入札手続きの承認をお願いします。

平成 年 月 日

収支等命令者 様

申請人住所  
商号又は名称  
代表者氏名

(実印)  
印

(別紙様式2)

(いずれか一方を 印で囲む)  
< 工 事 ・ 業 務 >

## 委 任 状 ( 電子入札用電子証明書届出書 )

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号 〒  
住 所  
商号又は名称 (実印)  
代 表 者 氏 名 印  
電 話 番 号  
電子メールアドレス

私は、下記のとおり代理人を定め、下記の権限を委任します。

(個人事業者の場合)

私は、下記のとおり電子入札で使用する電子証明書(ICカード)に関する情報をお届けします。

### 記

#### 1 代理人(電子入札で使用する電子証明書(ICカード)に関する情報)

住所:

氏名:

電子証明書発行認証局名:

電子証明書(ICカード)番号:

電子証明書の有効期限:

所属企業の住所:

所属企業の商号又は名称:

#### 2 委任事項(電子証明書(ICカード)の使用用途)

佐賀県が発注する建設工事及びこれに関連する業務の電子入札システムによる入札及び見積りに関する件(辞退届の提出を含む。)

#### 3 委任期間(電子証明書(ICカード)の使用期間)

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

新規登録の場合後日(県からの連絡後)、佐賀県電子入札システムの利用者登録を実施します。

(別紙様式3)

## 電子証明書(ICカード)変更等届出書

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号 〒  
住 所  
商号又は名称 (実印)  
代表者氏名 印  
電話番号  
電子メールアドレス

下記のとおり変更等をお届けします。

### 記

- 1 変更等の理由 ~ 該当項目にチェック(レ印記載)してください。  
電子証明書(ICカード)の更新〔ICカード更新処理(確認)画面の写し:別紙のとおり〕  
電子証明書(ICカード)の廃止〔理由等: 〕  
~ 電子証明書(ICカード)発行認証局への失効手続き: 済み・手続中
- 2 電子証明書(ICカード)情報 ~ ICカード更新処理画面の写し添付の場合は記載省略可。  
変更前又は廃止する電子証明書(ICカード)に関する情報  
住所:  
氏名:  
電子証明書発行認証局名:  
電子証明書(ICカード)番号:  
電子証明書の有効期限:  
所属企業の住所:  
所属企業の商号又は名称:  
  
変更後の電子証明書(ICカード)に関する情報 ~ 別紙様式2(委任状)記載内容と同一。  
住所:  
氏名:  
電子証明書発行認証局名:  
電子証明書(ICカード)番号:  
電子証明書の有効期限:  
所属企業の住所:  
所属企業の商号又は名称

(別表)「佐賀県建設工事等入札心得」の電子入札における対応表

電子入札における読み替え対応等	現行(紙入札)
<p style="text-align: center;"><b>佐賀県建設工事等入札心得(電子入札用)</b></p> <p style="text-align: center;">(平成17年1月1日施行) <b>(平成17年2月21日電子入札対応施行)</b> (平成17年10月1日一部改正) (平成18年10月1日一部改正) (平成20年4月1日一部改正)</p> <p>佐賀県が発注する建設工事及びこれに関連する業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、佐賀県財務規則(平成4年規則第35号)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。</p> <p><b>なお、以下において「入札書」とあるのは「電子入札書」と読み替える。</b></p> <p>(入札方法等)</p> <p>1 入札の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、図面、契約書の案及び現場等(以下「仕様書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。</p> <p>(2) 入札書は、<b>佐賀県電子入札システムにより</b>、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 郵便による入札が認められている場合は、二重封筒とし、中封筒に、工事又は業務名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。この場合においては、公告又は通知書に示した場所及び時刻までに到達しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県建設工事等入札心得</p> <p style="text-align: center;">(平成17年1月1日施行) (平成17年10月1日一部改正) (平成18年10月1日一部改正) <b>(平成20年4月1日一部改正)</b></p> <p>佐賀県が発注する建設工事及びこれに関連する業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、佐賀県財務規則(平成4年規則第35号)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。</p> <p>(入札方法等)</p> <p>1 入札の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、図面、契約書の案及び現場等(以下「仕様書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。</p> <p>(2) 入札書は、別紙様式1により作成し、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 郵便による入札が認められている場合は、二重封筒とし、中封筒に、工事又は業務名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。この場合においては、公告又は通知書に示した場所及び時刻までに到達しなければならない。</p>

(4) **電子入札の場合は、佐賀県電子入札システムに利用者登録した電子証明書(ICカード)を使用しなければならない。**  
**なお、入札参加者又はその代理人が外国人の場合の入札書は、署名をもって記名押印に代えることができる。**

(5) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。

(7) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書)

2 建設工事に係る競争入札の入札参加者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 工事費内訳書

ア 入札参加者は、1回目の入札金額に対応する工事費内訳書を作成し、入札書と併せて**佐賀県電子入札システムにより**提出しなければならない。

イ 工事費内訳書には、工事番号及び工事名、あて名及び入札参加者の住所・氏名を記載し、~~押印~~すること。

ウ 工事費内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごと(営繕等に係る工事にあつては工事種目及び各科目に相当する項目ごと)の数量、金額等を表示したものとす。

ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における工事費内訳書の内容は、工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと(営繕等に係る工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと)の数量、金額等を表示したものとすることがある。

エ 工事費内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を

(4) 代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に記名押印しなければならない。

なお、入札参加者又はその代理人が外国人の場合の入札書は、署名をもって記名押印に代えることができる。

(5) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。

(7) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書)

2 建設工事に係る競争入札の入札参加者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 工事費内訳書

ア 入札参加者は、1回目の入札金額に対応する工事費内訳書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。

イ 工事費内訳書には、工事番号及び工事名、あて名及び入札参加者の住所・氏名を記載し、押印すること。

ウ 工事費内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごと(営繕等に係る工事にあつては工事種目及び各科目に相当する項目ごと)の数量、金額等を表示したものとす。

ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における工事費内訳書の内容は、工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと(営繕等に係る工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと)の数量、金額等を表示したものとすることがある。

エ 工事費内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を

求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。

(2) 現場代理人等配置予定事前届出書(別紙様式2)

ア 入札参加者は、入札書の提出締切日時までに、現場代理人等配置予定事前届出書を工事費内訳書と同時に電子入札システムにより提出しなければならない。~~(FAX送信による提出可。なお、この場合は、FAX送信後、当該届出書の到達を発注機関に確認すること。)~~

イ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、原則として、落札者決定後契約を締結する場合において変更することはできない。

ウ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事については、入札の申込のあった日(指名競争に付す場合にあつては入札日)以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

エ 同一の主任技術者又は監理技術者について、複数の入札の配置予定技術者として申請することができるが、他の工事を落札したこと等により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、当該入札の参加資格を喪失するものとする。

(入札の辞退)

3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 指名等を受けた者は、入札書の提出前までは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 指名等を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムを利用し辞退届を提出するものとする。

~~ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。~~

~~イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。~~

求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。

(2) 現場代理人等配置予定事前届出書(別紙様式2)

ア 入札参加者は、入札の時点で、現場代理人等配置予定事前届出書を提出しなければならない。(FAX送信による提出可。なお、この場合は、FAX送信後、当該届出書の到達を発注機関に確認すること。)

イ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、原則として、落札者決定後契約を締結する場合において変更することはできない。

ウ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事については、入札の申込のあった日(指名競争に付す場合にあつては入札日)以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

エ 同一の主任技術者又は監理技術者について、複数の入札の配置予定技術者として申請することができるが、他の工事を落札したこと等により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、当該入札の参加資格を喪失するものとする。

(入札の辞退)

3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 指名等を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 指名等を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

<p>(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。</p> <p>(公正な入札の確保)</p> <p>4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に関する行為を行ってはならない。</p> <p>(入札の取りやめ等)</p> <p>5 入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</p> <p>(2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</p> <p>(無効の入札)</p> <p>6 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>(1) 参加する資格のない者</p> <p>(2) 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、<del>氏名及び印影</del>について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者</p> <p>(5) <del>入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は</del>入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者</p> <p>(6) 入札書の金額を訂正したものを提出した者</p> <p>(7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者</p> <p>(8) 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者</p> <p>(9) 一人で2以上の入札をした者</p>	<p>(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。</p> <p>(公正な入札の確保)</p> <p>4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に関する行為を行ってはならない。</p> <p>(入札の取りやめ等)</p> <p>5 入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</p> <p>(2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</p> <p>(無効の入札)</p> <p>6 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>(1) 参加する資格のない者</p> <p>(2) 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者</p> <p>(5) 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者</p> <p>(6) 入札書の金額を訂正したものを提出した者</p> <p>(7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者</p> <p>(8) 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者</p> <p>(9) 一人で2以上の入札をした者</p>
--	--

(10) 代理人でその資格のない者  
(11) 次のいずれかの工事費内訳書を提出した者  
ア 1回目の入札書の額と一致しないもの(千円未満の端数処理を除く。)  
イ 見積もった工事費合計から一括等での値引きをしたもの  
ウ 記載すべき項目についての記載がないもの  
エ その他積算内容に誤りがあるもの  
(12) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(落札者の決定)

7 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることができる。

(1) 低入札調査基準価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度の入札)

8 再度の入札については、次のとおりとする。

(1) 開札をした場合において、7の規定による落札者がいない場合は、再度の入札(以下「再入札」という。)を行う。~~ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合は、別に定める日時において再入札を行う。~~

(10) 代理人でその資格のない者  
(11) 次のいずれかの工事費内訳書を提出した者  
ア 1回目の入札書の額と一致しないもの(千円未満の端数処理を除く。)  
イ 見積もった工事費合計から一括等での値引きをしたもの  
ウ 記載すべき項目についての記載がないもの  
エ その他積算内容に誤りがあるもの  
(12) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(落札者の決定)

7 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることができる。

(1) 低入札調査基準価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度の入札)

8 再度の入札については、次のとおりとする。

(1) 開札をした場合において、7の規定による落札者がいない場合は、再度の入札(以下「再入札」という。)を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合は、別に定める日時において再入札を行う。

<p>(2) 無効入札をした者、又は、最低制限価格を設けた入札にあっては最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することはできない。</p> <p>(3) 再入札の執行回数は、2回(1回目の入札を含め3回)を限度とする。</p> <p>(4) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。</p> <p>(同価格(同評価値)の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)</p> <p>9 落札となるべき同価(同評価値)の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに<b>電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施して落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</b></p> <p>(契約の保証)</p> <p>10 落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。ただし、請負金額が500万円未満の工事又は委託金額が100万円以下の業務については、契約の保証を免除する。</p> <p>(1) 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>ア 契約保証金(現金)の納付</p> <p>イ 有価証券(利付国債に限る。)の提供</p> <p>ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証</p> <p>エ 公共工事履行保証証券による保証</p> <p>オ 履行保証保険の契約の締結</p> <p>(2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額又は委託金額の10分の1以上とする。</p> <p>(契約書の提出期限)</p> <p>11 契約書の提出期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日(県の休日を含まな</p>	<p>(2) 無効入札をした者、又は、最低制限価格を設けた入札にあっては最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することはできない。</p> <p>(3) 再入札の執行回数は、2回(1回目の入札を含め3回)を限度とする。</p> <p>(4) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。</p> <p>(同価格(同評価値)の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)</p> <p>9 落札となるべき同価(同評価値)の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(契約の保証)</p> <p>10 落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。ただし、請負金額が500万円未満の工事又は委託金額が100万円以下の業務については、契約の保証を免除する。</p> <p>(1) 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>ア 契約保証金(現金)の納付</p> <p>イ 有価証券(利付国債に限る。)の提供</p> <p>ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証</p> <p>エ 公共工事履行保証証券による保証</p> <p>オ 履行保証保険の契約の締結</p> <p>(2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額又は委託金額の10分の1以上とする。</p> <p>(契約書の提出期限)</p> <p>11 契約書の提出期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日(県の休日を含まな</p>
--	--

<p>い。)以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。</p> <p>(2)落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。</p> <p>(異議の申立)</p> <p>12 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。</p> <p>(参考)</p> <p>「現場代理人」について</p> <p>佐賀県建設工事請負契約約款第10条により、契約1件につき現場代理人が1人必要(現場常駐、他の工事との兼任不可)となります。職務は、請負人の代理人として工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理します(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、当該契約の解除に係るもの等を除きます。)</p> <p>「主任技術者及び監理技術者」(監理技術者等)について</p> <p>監理技術者等は、建設業法及び契約約款に基づき、施工の技術上の管理をつかさどるために必要となり、工事1件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上となる場合は工事現場ごとに専任の者である必要があります。</p> <p>主任技術者は、当該建設工事に関し一般建設業の許可基準を満たす技術者(建設業法第7条第2号イ、ロ又は八該当者=国家資格者、実務経験者等)です。</p> <p>監理技術者は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事を下請施工させる場合(発注者から直接請け負った建設業者に限る。)、主任技術者の代わりに必要となり、当該建設工事に関し特定建設業の許可基準を満たす技術者(建設業法第15条第2号イ、ロ又は八該当者=1級国家資格者等)です。</p> <p>監理技術者等の専任期間について</p> <p>監理技術者等の工事現場での専任期間は、契約工期が基本となりますが、次の期間は工事現場への専任は要しません(ただし、設計図書、打合せ記録等の書面により明確であることが必要です。)</p>	<p>い。)以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。</p> <p>(2)落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。</p> <p>(異議の申立)</p> <p>12 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。</p> <p>(参考)</p> <p>「現場代理人」について</p> <p>佐賀県建設工事請負契約約款第10条により、契約1件につき現場代理人が1人必要(現場常駐、他の工事との兼任不可)となります。職務は、請負人の代理人として工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理します(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、当該契約の解除に係るもの等を除きます。)</p> <p>「主任技術者及び監理技術者」(監理技術者等)について</p> <p>監理技術者等は、建設業法及び契約約款に基づき、施工の技術上の管理をつかさどるために必要となり、工事1件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上となる場合は工事現場ごとに専任の者である必要があります。</p> <p>主任技術者は、当該建設工事に関し一般建設業の許可基準を満たす技術者(建設業法第7条第2号イ、ロ又は八該当者=国家資格者、実務経験者等)です。</p> <p>監理技術者は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事を下請施工させる場合(発注者から直接請け負った建設業者に限る。)、主任技術者の代わりに必要となり、当該建設工事に関し特定建設業の許可基準を満たす技術者(建設業法第15条第2号イ、ロ又は八該当者=1級国家資格者等)です。</p> <p>監理技術者等の専任期間について</p> <p>監理技術者等の工事現場での専任期間は、契約工期が基本となりますが、次の期間は工事現場への専任は要しません(ただし、設計図書、打合せ記録等の書面により明確であることが必要です。)</p>
---	---

<p>契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入が開始されるまでの間、等） （自然災害発生、埋蔵文化財調査等により）工事を全面的に一時中止している期間 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合による検査遅延の場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 &lt;参考：「監理技術者制度運用マニュアル」（H16.3.1国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通知別添）&gt; なお、監理技術者は、資格者証の交付を受け、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任する必要があり、当該監理技術者は、発注者等からの請求に応じ資格者証を提示できるよう常時携帯している必要があります（監理技術者講習修了証についても同様に携帯をお願いします。）。 &lt;参考：「工事現場等における施工体制の点検要領」&gt;</p>	<p>契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入が開始されるまでの間、等） （自然災害発生、埋蔵文化財調査等により）工事を全面的に一時中止している期間 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合による検査遅延の場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 &lt;参考：「監理技術者制度運用マニュアル」（H16.3.1国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通知別添）&gt; なお、監理技術者は、資格者証の交付を受け、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任する必要があり、当該監理技術者は、発注者等からの請求に応じ資格者証を提示できるよう常時携帯している必要があります（監理技術者講習修了証についても同様に携帯をお願いします。）。 &lt;参考：「工事現場等における施工体制の点検要領」&gt;</p>
--	--